

## **[事案 27-127] 高度障害保険金等支払請求**

・平成 28 年 2 月 27 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

申立人の身体の状態は、高度障害保険金等の支払事由に該当している等として、高度障害保険金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 11 年 11 月に契約した終身保険および家族収入保険について、以下の理由により、高度障害保険金等を支払ってほしい、もしくは、契約時、募集人が虚偽の説明をした、または必要な説明をしなかったとの説明義務違反にもとづく損害賠償をしてほしい。

- (1) 自分の身体の状態は、高度障害保険金等の支払事由に該当している。
- (2) 契約時、募集人から、「心配している症状の悪化や合併症にも対応出来るし、万が一、そのような状態になって仕事が出来なくなっても、収入補償保険があるから大丈夫です」と、持病の悪化や合併症に対しての対応が可能である旨、収入補償保険により、仕事が出来なくなっても大丈夫である旨の説明を受けた。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の身体の状態は、約款による支払事由に該当しない（約款上の「高度障害状態」に該当する可能性があるのは、「中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し終身常に介護を要するもの」のみである。「常に介護を要するもの」は、「食物の摂取、排便・排尿・その後の始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態」とされている。）。
- (2) 募集人による虚偽の説明があった事実は確認できず、虚偽の説明があったことを推測させる証拠もない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。なお事情聴取は、申立人の身体状態等を考慮して、電話会議にて行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険会社の高度障害保険金等の支払いおよび説明義務違反による損害賠償の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。